

新しい建築士制度のQ&A

Q1 建築士制度見直しの背景と理由は何ですか？

A 近年、建築士は、その本務たる建築物の設計・工事監理だけでなく、既存建築物の調査・有効活用など多様化するニーズへの対応が求められており、建築物全般の専門家としての役割が増加しています。このような役割を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、今回の建築士制度の見直しが行われました。

Q2 今回拡大される実務経験の対象範囲について、具体的にはどのような業務が対象ですか？

A 個別具体的実務内容が対象実務に該当するか否かについて、建築士を志望する者が判断することが可能となるように、詳細の「対象となる実務経験の例示リスト」を、建築士免許登録機関のHPIに公表し、順次更新していきます。

Q3 今回拡大される実務経験の対象範囲について、改正前の期間に従事していた実務の経験も対象ですか？

A 今回の見直しにより追加された実務を施行日(令和2年3月1日)前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。

Q4 学科試験の免除期間の見直しについては、改正前の学科試験に合格している者にも適用されますか？

A 改正前の学科試験に合格した者には従前の規定が適用され、見直しの内容は令和2年学科試験合格者から適用されます。

Q5 建築士事務所の図書保存が見直された背景と理由は何ですか？

A 4号建築物及び建築確認の不要な建築物であっても、建築物に関する基準に適合することが義務付けられており、建築士は適切に設計することが当然に求められています。しかし、木造建築物の構造安全性を確かめるための重要な計算である壁量計算、四分割法の計算及びN値計算に係る図書や、構造計算により構造安全性を確かめることで一部の仕様規定を適用しないこととする規定等も存在していますが、これらの構造計算に係る図書の保存は義務付けられていませんでした。

このような背景を踏まえ、建築物に係る構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに設計等業務の委託者の保護を図る観点から、建築士事務所の図書保存の制度が見直されました。

ご存じですか？建築士の届出義務

● 住所等の届出

建築士は、①住所・本籍、②勤務先名称・所在地(建築に関する業務に従事する方)等に変更があったときは、届け出なければなりません。

● 死亡等の届出

建築士が、①死亡、②禁錮以上の刑など欠格事由に該当することとなったときは、届け出なければなりません。

● 廃業等の届出

建築士事務所の開設者が、①業務廃止、②死亡、③破産手続開始決定したとき、建築士事務所が、①破産手続開始決定又は解散したときは、届け出なければなりません。

お問合せ先一覧

建築士試験について(受験資格要件)

- ▶ 公益財団法人 建築技術教育普及センター

TEL : 03-6261-3310 URL : <https://www.jaic.or.jp/>



建築士免許登録、申請方法等について(免許登録要件)

■ 一級建築士

- ▶ 公益社団法人 日本建築士会連合会

TEL : 03-6436-1401 URL : <http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/>



■ 二級・木造建築士

- ▶ 各都道府県建築士会または各都道府県

免許登録申請に関するお問合せ先

窓 口	電 話	※	窓 口	電 話	※	窓 口	電 話	※
北海道建築士会	011-251-6076	★	岐阜県建築士会	058-215-9361	★	広島県建築士会	082-244-6830	★
青森県建築士会	017-773-2878	★	三重県建築士会	059-226-0109	★	山口県建築士会	083-922-5114	★
岩手県建築士会	019-654-5777	★	富山県建築士会	076-482-4446	★	徳島県建築士会	088-653-7570	
宮城県建築士会	022-298-8037	★	石川県建築士会	076-244-2241	★	徳島県県土整備部 住宅課建築指導室	088-621-2604	★
秋田県建築士会	018-827-3718	★	福井県建築士会	0776-24-8781		香川県建築士会	087-833-5377	
山形県建築士会	023-643-4568	★	福井県土木部建築住宅課 建築環境グループ	0776-20-0506	★	香川県土木部建築指導課 総務・企画グループ	087-832-3612	★
福島県建築士会	024-523-1532	★	滋賀県建築士会	077-522-1615	★	愛媛県建築士会	089-945-6100	★
茨城県建築士会	029-305-0329	★	京都府建築士会	075-211-2857	★	高知県建築士会	088-822-0255	★
栃木県建築士会	028-639-3150	★	大阪府建築士会	06-6947-1961	★	福岡県建築士会	092-441-1867	★
群馬県建築士会	027-252-2434	★	兵庫県建築士会	078-327-0885	★	佐賀県建築士会	0952-26-2198	★
埼玉県建築士会	043-202-2100	★	奈良県建築士会	0742-30-3111		長崎県建築士会	095-828-0753	★
東京建築士会	03-3527-3100	★	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局建築安全 推進課	0742-27-7564	★	熊本県建築士会	096-383-3200	★
神奈川県建築士会	045-201-1284	★	和歌山県建築士会	073-423-2562	★	大分県建築士会	097-532-6607	★
山梨県建築士会	055-233-5414	★	鳥取県建築士会	0857-21-7280	★	宮崎県建築士会	0985-27-3425	★
長野県建築士会	026-235-0561	★	島根県建築士会	0852-24-2620	★	鹿児島県建築士会	099-222-2005	★
新潟県建築士会	025-378-5666	★	岡山県建築士会	086-223-6671	★	沖縄県建築士会	098-879-7727	★
静岡県建築士会	054-254-9381	★						
愛知県建築士会	052-201-2201	★						

(2019年4月1日現在)

※一級建築士登録申請窓口は、現在お住まいになっている都道府県にある建築士会です。

※二級・木造登録建築士申請窓口は、★は建築士会(指定登録機関)、★は都道府県です。